

京都府立大学学術報告投稿規則

1968. 8. 6 制定
1991. 8. 29 改正
1997. 7. 11 改正
2000. 10. 10 改正
2002. 10. 10 改正
2005. 6. 20 改正
2008. 4. 1 改正
2009. 5. 8 改正
2010. 5. 19 改正
2011. 9. 29 改正
2012. 10. 18 改正
2013. 7. 22 改正
2013. 10. 24 改正
2015. 6. 11 改正
2019. 3. 18 改正
2022. 6. 10 改正
2026. 6. 19 改正

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府立大学学術報告（以下「学術報告」という。）への投稿に必要な事項を定めるものとする。

(発行形態)

第2条 学術報告は「人文」、「社会科学」、「生命環境学」の3分冊で刊行する。

(発行回数)

第3条 発行は、年1回12月に発行する。ただし、学術報告委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた場合には、臨時に発行することができる。

2 臨時に発行する場合の投稿規則は、委員会が別に定める。

(投稿資格)

第4条 学術報告に投稿できる者は次のとおりとする。

- (1) 本学の常勤教職員
- (2) 本学の退職教職員で、本学常勤教員の推薦がある者
- (3) 本学の非常勤講師（本務校のない者に限る）で本学常勤教員の推薦がある者
- (4) 本学と締結した国際交流協定等に基づき外国の大学等から派遣され、講義を受け持っている教員または研究者
- (5) 本学の大学院在籍者で、本学常勤教員の推薦がある者
- (6) 本学の卒業生（本務校のない者に限る）で、本学常勤教員の推薦がある者
- (7) 本学常勤教員の指導を受ける研究員で、本学常勤教員の推薦がある者
- (8) その他、委員会が適当と認めた者

- 2 共著論文の場合は、本学常勤教員を代表者とし、学内外の共同研究者（学部生を除く）を共著者とすることができる。

（原稿の種類）

第5条 学術報告に掲載する原稿（以下「論文等」という。）は、次の各号による内容とし、その内容が学問の分野の見地から興味があり、かつ、有意義なものに限る。

- (1) 「人文」「生命環境学」においては、次の内容によること。

- ア 他誌に未掲載の学術論文（原著論文）
- イ 総説：研究・技術動向に関する評論・解説
- ウ 研究ノート：研究の中間報告、実践的事例研究、調査報告、覚書、新しい研究方法についての報告及び有益な資料の紹介等
- エ 委員会が適当と認めたもの

- (2) 「社会科学」においては、次の内容によること。

- ア 他誌に未掲載の学術論文（原著論文）
- イ 研究ノート：学術論文の中間まとめ
- ウ 評釈・報告：判例評釈、調査報告、実践報告等
- エ 委員会が適当と認めたもの

（使用言語）

第6条 使用言語は次のとおりとする。

- (1) 日本語
- (2) 英語
- (3) ドイツ語
- (4) フランス語
- (5) 中国語
- (6) 朝鮮語
- (7) その他、委員会が認めた言語

（投稿原稿の数）

第7条 投稿は1人1編とする。ただし、共著者の場合で代表者以外であればこの限りでない。また、「人文」「社会科学」においては、第5条に規定する原稿の種類を異にする時に限り、単著であっても2編まで複数投稿を認めることとし、委員会が認めた場合に限り採択する。

（原稿の制限）

第8条 本文、要旨、図、表、謝辞を含め刷り上り総ページ数を次のとおりとする。

- (1) 学術報告 人文 60ページ以内
- (2) 学術報告 社会科学 60ページ以内
- (3) 学術報告 生命環境学 30ページ以内

- 2 前項の制限を超える原稿は、委員会が認めた場合に限り採択する。

（原稿の作成）

第9条 原稿の作成は、別に定める「学術報告作成要領」により作成する。

- 2 原稿はワードプロセッサを使用して作成したものとする。

(原稿の提出)

第10条 印字原稿(図表、写真を含む。)及びCD等デジタルデータ原稿(原則として図表、写真を含む。)に別紙「京都府立大学学術報告投稿票」を添付し、所属の学術報告委員(以下「委員」という。)に提出する。

(原稿提出の締切)

第11条 原稿締切日は毎年10月1日とする。

2 前項の提出日が土曜日又は日曜日の場合は、直後の月曜日を提出日とする。

(原稿の採択)

第12条 委員会は、予算の範囲内において原稿を採択し、登載順序を決める。ただし、委員会が必要と認めたときは、予算の範囲内を超えて原稿を採択することができる。

2 委員会は、採択した原稿についても、字句の修正を求めることがある。

(受理年月日)

第13条 採択した論文等には受理年月日を明記する。

2 受理年月日は、委員が原稿を受け取った年月日とする。

(校正)

第14条 校正は投稿者校正とする。

2 校正回数は、原則として2校で校了とする。

3 校正期間は、初校は5日以内、2校は2日以内とする。投稿者不在の場合は、代理校正者を定め、委員会に届けなければならない。

4 校正の際、内容、文章の訂正をすることはできない。

5 note added in proofは論文の末尾におくことができる。

(経費の負担)

第15条 掲載に要する経費は委員会予算によるものとする。ただし、経費の総額が予算を超過したときは、次により負担するものとする。

(1) 制限ページ数を超過した場合の印刷経費、カラー印刷等特殊な印刷を希望する場合の製版経費を投稿者負担とする。

(2) 前号の負担額を控除してもなお予算額を超過する場合は、超過額をページ数(制限ページを超過した場合は制限ページ数)で按分して算出した額を投稿者負担とする。

(別刷の贈呈)

第16条 別刷は1論文につき、30部を贈呈する。ただし、投稿者が本学の常勤教員の場合は別刷に要する経費はすべて投稿者の負担とする。複数の投稿者に本学の常勤教員が含まれる場合も同様とする。

2 前項の部数を超過して希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権等)

第17条 掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。

2 採択された論文は「京都府立大学学術報告」として出版するとともに、電子化し、委員会が適切と認めるネットワーク上・電子メディア等において公開することができる。

(不正行為等への対応)

第18条 論文等に「京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規定」中に定義された「研究活動上の不正行為等」があつてはならない。

2 委員会は、掲載された論文等に「研究活動上の不正行為等」が認められた場合は、関連分野の『京都府立大学学術報告』などにおいてそれを公表し、当該論文等の採択を取り消すなどの措置をとることができる。また、委員会は、掲載前に「研究活動上の不正行為等」が明らかになった場合には、当該論文等を掲載対象から除外するなどの措置をとることができる。

(規則の改廃)

第19条 この規則改廃は委員会が行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成21年5月8日から施行し、平成21年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月19日から施行し、平成22年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成23年9月29日から施行し、平成23年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成24年10月18日から施行し、平成24年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成25年7月22日から施行し、平成25年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成26年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成27年6月11日から施行し、平成27年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、令和4年6月10日から施行し、令和4年度の学術報告から適用する。

附 則

この規則は、令和8年6月19日から施行し、令和8年度の学術報告から適用する。